# 今これ・社員のために・会社のために 「働き方改革」を進めてみませんか?

長時間の労働を抑制し、休暇が取得しやすい職場では、仕事に対する意識が高まり、メリハリのある働き方による業務効率の向上、人材の確保・定着、女性の活躍などが進み、経営の安定、企業の成長・発展につなげることができます。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のためにも、働き方や休み方の見直しに向けた「働き方改革」の取組が求められています。

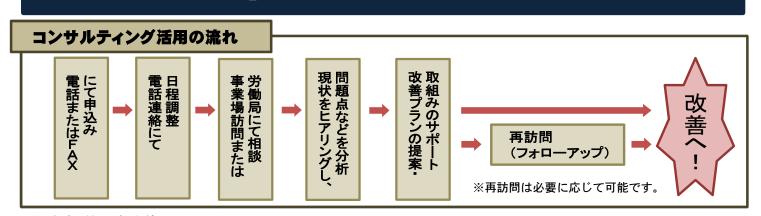
鳥取労働局では、「働き方改革」に取り組む企業(規模・業種は問いません。)などに、専門家(働き方・休み方改善コンサルタント)がアドバイスや資料提供等の支援を行います。利用は無料ですので、ぜひご活用ください。

時間外労働を 削減したい...

年次有給休暇が 取得しやすい 職場にしたい...

その他労務管理に関するお悩み…

# 働き方・休み方改善コンサルタントがアドバイス・資料提供を 行います!(利用は無料です。)



#### \*働き方・休み方改善コンサルタントとは

労働時間等設定改善法に基づき各都道府県労働局に配置されており、都道府県労働局長の指示を受けて、労働時間制度や労務管理の具体的な解決方法のアドバイスを行う専門家です。非常勤の国家公務員であり、相談した内容や個人情報などが他に漏れることはありません。

#### \*活用のメリット

専門的な知識、および豊富な経験を有するコンサルタントが無料で相談をお受けします。コンサルティング(個別 訪問によるアドバイス)のほか、説明会への講師派遣、研修会(ワークショップ)の開催なども行います。

#### \*申込方法

コンサルタントの利用を希望される場合は、裏面の「利用申込書」を郵送・FAX等で送付してください。



### 鳥取労働局 雇用環境・均等室

〒680-8522 鳥取市富安 2 丁目 89-9 TEL 0857-29-1709 FAX 0857-29-4142

# 働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

FAX 0857-29-4142

^			
4	Ĺ	1	

事業場名					部署名			
				連絡先	連絡先TEL(	-	_	)
所在地	(〒	-	)		業種			
所在地					労働者数			名

## 相談事項

(該当する番号に○をしてください。また、該当する項目があれば②を記入してください。複数可)

1	労働時間の設定改善等に関すること  □ 所定労働時間の設定、見直し  □ 変形労働時間制(□1年 □1か月 □1週間)  □ 休憩時間・休日の設定、見直し  □ 裁量労働制(□専門業務型 □企画業務型)	2	「働き方改革」に関すること  □ 働き方・休み方改善の取組内容や推進方法 □ 自社の実態や課題等の見える化 □ 短時間正社員、在宅勤務などの多様な働き方 □ 労働時間等見直しガイドラインについて
3	時間外労働等の削減に関すること  □ 時間外労働削減に向けた取組、好事例等 □ 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定) □ 休日の設定改善、勤務間インターバル制度 □ 労働時間の適正な把握について	4	<b>年次有給休暇等に関すること</b> □ 年次有給休暇の取得促進·好事例等 □ 年次有給休暇の計画的付与制度 □ パート・アルバイト等の年次有給休暇 □ その他の特別休暇制度
5	労働者の健康管理に関すること □ 健康診断、医師からの意見聴取・面接指導 □ 過重労働による健康障害の防止対策 □ 衛生委員会、産業医、衛生管理者等 □ 労使の話合いの機会の整備	6	<b>その他の労働関係法令に関すること</b> □ 労働条件の明示 □ 就業規則の作成、変更等 □ 労働契約の基本ルール等 □ その他(
相談	要旨(相談内容を記載してください。)		

コンサルタント訪問のご希望日をお知らせください					
第一希望	年	月	日		
第二希望	年	月	日		
第三希望	年	月	日		

申込年月日: 年 月 日

鳥取労働局雇用環境·均等室 あて (FAX 0857-29-4142)

※お申込みいただいた後、数日以内に働き方・休み方改善コンサルタントより担当部署宛ご連絡いたします。 お電話(TELO857-29-1709)にてお申込みいただくことも可能です。

なお、申込後に当室より連絡がない場合は、申込書の不着も考えられますので、お手数ですがお問い合わせください。また、申込が集中した場合などは、訪問日について再調整させていただくことがあります。 (2019.7)